

主 文
本件再審請求を棄却する。

本件再審請求の趣意として、昭和五二年八月三〇日付辩护人青木英一郎ほか七名
の作成にかかる再審請求書、昭和五三年六月二九日付辩护人Eほか一名の作成
にかかる「再審請求補充書—新証拠としてのA1鑑定書について—」と題する書面、同日付
辩护人松本健男ほか二名の作成にかかる「再審請求補充書—新証拠としてのA2鑑定書、A3鑑定書及びA4鑑定書について—」と題する書面、同日付
辩护人藤田一良ほか二名の作成にかかる「再審請求補充書—新証拠としてのA5鑑定書及び同補充鑑定書について—」と題する書面、同年一〇月三一日付辩护人青木英
五郎ほか一〇名の作成にかかる再審請求補充書、同日付辩护人Mほか一名の作成
にかかる「再審請求補充書—新証拠としてのA6鑑定書を中心として—」と題する書
面、同日付辩护人松本健男ほか九名の作成にかか「再審請求補充書—新証拠としてのA7鑑定書を中心として—」と題する書面、昭和五四年五月二三日付辩护人佐々木哲藏ほか
九名の作成にかかる「再審請求補充書—脅迫状訂正日時に関する新証拠—」と題する書
面及び同年七月一四日付辩护人佐々木哲藏ほか一〇名の作成にかか「再審請求補
充書—一部新たな主張と新証拠について—」と題する書面等においてそれぞれ主張され
ているところを総合し、その趣旨を要約すれば、確定判決が請求人（被告人）を本
件強盗強姦、強盗殺人、死体遺棄及び恐喝未遂の犯人と認めるべき証拠として掲げ
るもののうち、（一）請求人がB1養豚場から持ち出して本件死体を埋めるのに使
用したとされるスコップは、新たな証拠である昭和五〇年八月二五日付A5の鑑定書
書及びその補充書並びにB11の昭和三八年六月二〇日付検察官に対する供述調書
により、これに付着していた土壌と死体埋没場所付近の土壌との性質が相違する点
から、本件死体を埋めるのに使用されたものでないこと及び事件当夜右養豚場の犬
がほえた事実がある点から、これを持ち出したのは請求人でないことが明らか
にされ、（二）犯人が姿を現わしたとみられるB2屋付近の畑地から採取された石膏型
成足跡三個は、新たな証拠である昭和五〇年一月一三日付A1の鑑定書、昭和五
四年四月二〇日付C及び同年六月一五日付Dの各意見書並びにEの実験結果によ
り、その大きさに違いがあつて固有の破損痕があらわれていない点で請求人方
に押収された地下足袋によつて印象されたものでないことが判明し、（三）被害者方
に届けられた脅迫状及び封筒に記載されている文字は、新たな証拠である昭和五〇
年一月一五日付A7、昭和五一年一月一〇日付A4、同月二〇日付A2及び同年
七月三一日付A3の各鑑定書並びにB3、B4、B5、B6及びB7の各昭和三八
年七月一日付司法警察員に対する供述調書により、表出された字形が請求人の筆
跡と異なること、その用字と請求人の書字能力との間に甚だしい隔たりがあること
及び請求人が漢字を書き写したとされる雑誌「B8」が当時請求人宅に存在しなかつ
たことがいづれも明らかにされて、請求人によつて書かれたものでないことが確
認され、（四）本件犯行に使用された手拭一本は、新たな証拠である手拭一五四本、
B9作成の便せんメモ四枚及びFの調査報告書により、事件の当時請求人がこれを
入手しうる地位になかつたことが明白となり、（五）請求人の居宅で発見されたる
万年筆は、新たな証拠であるB10の昭和三八年一〇月三日付司法警察員に対する
供述調書、同年八月一六日付及び同月三〇日付A8、同年九月九日付A9の各鑑
定書並びに被害者の当用日記、受験生合格手帳、学級日誌及びペン習字の浄書
により、インクの色と性質が当時被害者の常用していたものと相違することが解
明され、また、昭和五四年五月一〇日付Gの意見書により、その押収手続の過程
における疑念がいよいよ深められた点から、事件の当時被害者の所持使用して
いた万年筆でないことが裏づけられ、かくして、確定判決の掲げるこれらの証
拠は、いずれも請求人の有罪を認めるべき証拠としての価値を失うにいたつた
ものであり、また、確定判決の認定に沿う請求人の自白内容のうち、（六）本
件被害者に対する殺害方法については、新たな証拠である昭和五〇年一月一
三日付A10の鑑定書（補足説明書を含む。以下同じ。）並びに昭和五一年一
二月一三日付H及び同月二七日付Iの各意見書により、請求人が自白してい
るような扼殺ではなくて、軟性の索条物による絞殺であるとの結論がえられ、
（七）本件被害者に対する姦淫行為の態様については、新たな証拠である右I
の意見書及び昭和五四年五月二五日付謝国権の意見書により、請求人が自
白しているように手掌で被害者の喉頭部を強圧しながら姦淫し、そのまま死
亡にいたらせるということは、性科学的考察から不可能に近い行為である
うえに、本件の場合、暴力を伴わない自然的な性行為ののち、被害者が身づ
くろいをするだけの時間的余裕のあるものであつたことが推認され、（八）本
件被害者

の死体の処置については、新たな証拠である前記A10の鑑定書、司法警察員J作成の昭和三八年七月五日付実況見分調書、昭和五三年一月二日付Kの報告書及び昭和五四年五月二日実施のIの報告書により、本件死体にみられた死斑発現の状態、その後頭部損傷と隠匿場所における血痕の不存その他死体隠匿の場所、時間及び状況と死体の状態との間にみられる多くの矛盾点が指摘され、本件死体が請求人の自白しているように長時間右芋穴に隠匿されていたことが否定され、また、新たな証拠である前記A5の鑑定書により、埋められていた本件死体の頭上部に発見された玉石が、自然状態では死体埋没場所及びその付近の土壌地層中には絶対に存在しないものであることが証明された結果、この玉石は本件の犯人が運んできたものに相違ないことになり、もし、請求人が本件の犯人であるならば、その自白中に当然この玉石に触れている部分があつて然るべきであるのに、その部分のなにかいことが供述の不合理性として浮きぼりにされ、以上の諸点から確定判決が有罪の認定に欠くことのできない根拠としている請求人の自白は、その内容の重要な部分について客観的事実とそごすることが明らかになり、さらに、(九)請求人が被害者の所持品を投棄した場所を示すためにみずから記載したものとしてその自白調書に添付されている各図面には、新たな証拠である昭和五〇年一月二〇日付A6の鑑定書及び昭和五三年五月三日付L・Mの報告書により、これまで看過されてきた新しい筆圧痕の存在することが発見されて、右各図面が取調官の誘導によつて作成されたものであることが暴露し、また、(一〇)請求人の捜査官に対する自白調書によれば、本件脅迫状の文面は昭和三八年四月二八日にあらかじめ作成して用意し、金員を持参すべき指定日として「4月28日」と記載しておいたものを、本件にさいし、その部分を塗消して「5月2日」と記入訂正したというのであり、以来請求人は一貫して右脅迫状の作成日及び訂正前の指定日が四月二八日である旨の自供を維持してきたものであるが、新たな証拠である昭和五四年五月一日付N・Oの意見書により、右塗消訂正以前の指定日の日付部分に「4月29日」と記載されていたことが判明し、右作成日と指定日とが同一の日である以上、その当日である昭和三八年四月二九日において請求人は、終日工事作業に従事して、右のような脅迫状を作成する時間の余裕がなかつたところから、請求人がこれを作成した事実のないことが証明されるとともに、請求人の自白内容がすべて捜査官の誘導による虚偽架空のものであることが露呈するにいたつたのであり、かようにして叙上各問題点について掲記した新証拠は、その大半が原判決後被告事件が上告審に係属中た発見され、職権発動を求めるとともに、上告趣意書又はその補充書に添付して提出されたにもかかわらず、上告審においてこれに対する判断を拒否されたものであるから、なお新たな証拠としての取扱いを受けるのが相当というべく、また、その内容において、もしこれらが確定被告事件の審理中に提出されていたならば、請求人が本件犯人でないことを明らかにすることにより、確定判決の認定を覆えずに足りるものであるから、請求人を無罪とすべき明らかな証拠を新たに発見した場合として、刑罰法四三五条六号に基づき、右各新証拠を添えて本件再審の請求に及んだものである。

そこで、確定被告事件の訴訟記録及び各証拠と本件再審請求書、前記各再審請求補充書等の各書面及びこれらとともに提出されたる各資料とを照合して、所論各事項を検討してみると、新たな証拠として所論の掲げる書類又は物件がいずれも確定判決後に作成又は発見されたものであつて、これらについては確定被告事件の第一審からその上告審までの審理において証拠調又は事実の取調が行われていないことは所論のとおりであるが、右各資料のうち、A5、A1、A7、A4、A2、A10及びA6の各鑑定書はいずれも昭和五一年一月二八日付上告趣意書に、A3の鑑定書は同年九月一七日付上告趣意書補充書に、B10の司法警察員に対する供述調書、昭和三八年八月一六日付A8の鑑定書、被害者の当用日記、受験生合格手帳、学級日誌及びペン習字の浄書はその写し又は写真が昭和五二年四月八日付上告趣意補充書に、A5の鑑定補充書はその写しが同月二六日付弁護士藤田一良ほか一名の上告趣意補充書に、B9作成の便せんメモ四枚はその写しが同日付弁護士山上益朗ほか五名の上告趣意補充書にそれぞれ添付され、司法警察員J作成の実況見分調書、B11の検察官に対する供述調書、B3、B4、B5、B6及びB7の各司法警察員に対する供述調書は、それぞれその要旨が昭和五二年四月二六日付弁護士青木英五郎ほか一〇名の上告趣意補充書に引用され、また、H及びIの各意見書は付属書類として昭和五一年一月二七日上告裁判所に提出されたものであることが、いずれも一件記録によつて明らかにされている。ところで、所論は、上告裁判所が同裁判所に提出された右各資料について証拠調又は事実の取調をしていないこと及

の方法及び結論を批判し、A 1 1 鑑定は、土壌の比較検査にあたり、比重による比較検査、化学検査、器械分析、砂分の検査、粘土の検査、赤外吸収スペクトル測定及び熱灼減量測定のうち七項目にわたる検査をすべて検査資料に基づき実施するまで科学的に十分であるばかりでなく、検査の結果から結論を導き出すまでの過程における測定値の比較や平均値の算出方法等にも妥当でない点があつて、その結論は正当性を欠くものであるとしている。右指摘にかかるといえない点に、つれづれ資料の分量や状態からする制約のために、十分な検査が行われたい点に、つれづれは、すでに上告審の決定も承認しているところであるが、同決定にも説示され、右鑑定は、本来各土壌の成分の分析自体が目的でなく、本件スコップに付着していた土壌と死体埋没場所付近の土壌との類似性の有無に關する資料を求め、また、確定判決も、この鑑定だけを唯一の資料として本件スコップを死体埋没の供用物件としているわけではなく、これを他の関係証拠と総合したうえで右の認定をするとともに、本件スコップを請求人が犯人であることとを指し示す旨の認定をなしているにすぎない。したがつて、所論A 5の鑑定は、かかる総合認定の一資料であるA 1 1の鑑定書について、一部その不備を指摘する意味はもちうるものとして、科学的に肯認された検査方法により比較対照の限度で右各土壌の類似性を判定した同鑑定書の結論を左右するに足りるものではなく、また、科学的に肯認された検査方法により比較対照の限度で右各土壌の類似性を判定した同鑑定書の結論を左右するに足りるものではない。

同論旨(一)の点について所論の掲げるB 1 1の検査官に對する供述調書は、請求人が前記スコップをB 1 養豚場から持ち出した点を否定する資料として提出され、要するに、B 1 方豚舎のすぐ東側に居住するB 1 方の飼犬が、昭和三八年五月一日の午後〇時ころ豚舎につないで、単に当夜B 1 方の飼犬が、何故か原因不明で犬がほえたのか、また、そのことが本件スコップの持ち出しとどうのように関連するのかが等諸点まで明らかにしているものではないから、結局、請求人が以前B 1 方に働かれていて、本件スコップを持ち出しやすい立場にあつたこと及び本件スコップと本件との関連性について疑義を挾むに足りる資料とは考へられない。

前記論旨(二)の点について所論の掲げるA 1の鑑定書は、本件脅迫状の金員持参の指定場所であるB 2 屋付近の畑地から採取された石膏型成足跡三個が請求人方から押収された地下足袋によつて印象されたものでないことを裏づけべき資料として提出され、右両者の同一性に関して確定判決が採証しているA 1 2・A 1 3の鑑定書に示された鑑定の方法及び結論を批判するものであつて、右石膏型成足跡と地下足袋との関係を検討するために後者によつて印象された対照足跡を作つてこれと前者とを比較する方法をとり、その比較にあつて、各親指と踵との間、四本指と側と踵との間、踵寄り左側の基準点から親指先端までの間及び同基準点から踵までの間の各最大長さをそれぞれ資料毎に計測し、これらの長さの平均値及び標準偏差を算出してこれを解析した結果、両者の間には高度の有意差が認められたとして、本件石膏型成足跡が押収にかかる地下足袋によつて印象された足跡と相違するとし、また、別の実験結果によつても、本件石膏型成足跡は押収にかかる地下足袋より大きい十文三分の地下足袋によつて印象されたものとみることが妥当である旨の見解を述べたものである。しかしながら、上告審の決定にも説示されているように、実際に人が地下足袋をはいて不規則な移動をした場合においては、一般的な数値にあらわれない甲布部分の広がりや移行によるずれのあることを考慮すると、右の見解は本件について十分の具体性をもつものとはいへない。右の鑑定は、対象資料における各部位の長さの計測値のみを基準として、専ら外縁の大きさの比較に終始し、各資料にみられる損傷の部位や破損の様相等に關する比較対照を度外視している点において一面的に過ぎるきらいのあることを否定できない。これに對して、A 1 2・A 1 3の鑑定は、被疑者方から押収した地下足袋と前記現場から採取した三個の足跡とを比較対照するにあたり、足長及び足幅は勿論、底型の歪、横線模様、印象条件及び損傷特徴の細部まで克明に追究検査し、その結果として、三個の足跡のうち、一個は押収にかかる地下足袋の左足部分と同一種別で同一足長のもので認められ、他の一個はその右足部分によつて印象可能と認められるほか、残りの一個は、損傷の痕跡紋様等の一致から、その右足部分自体によつて印象されたものと認められる旨の結論を導いているものであり、殊に右損傷の痕跡紋様の比照において、基準点から破損特徴開始点までの距離及び角度の符合並びに痕跡形状の酷似性をその添付にかかる拡大写真によつて明確に実証している点等に照らすとき

は、その鑑定結果は、上告審の決定も説示しているように、客観性に裏づけられた信頼度の極めて高いものと考えられ、また、右各足跡に對し、地下足袋は十文三分の大きい相当するとの意見も、請求人が押取る地下足袋を完全に着用したうえでは、歩行することができたとの右兩名の鑑定に於ける実験結果を同一と識別し、また、実験の結果を卒直に示しているA12・A13鑑定書に對して、いかなる点においても、その証明力を減殺するに足る資料とは認められない。

前記論旨(三)の点について所論の掲げるA7の鑑定書は、本件脅迫状の筆跡が請求人の筆跡と相違するとの点を立証すべき資料として提出されたものであつて、確定判決が認定の根拠としてしているA14・A15、A16及びA17の各鑑定書に於ける鑑定方法を経験と勘にのみたよる非科学的なものとして批判するとともに、常同性と稀少性の概念を統計的数量として導入し、個別的形態の比較から文字形態の総体的整合性へ視点を移して筆跡の異同を判別すべきである旨を論ずる。そして、その鑑定方法は、ひらがな文字の高さと幅の比を個々の文字毎に求め、ひらがな全部について求められたこの数値に基づき、その平均値及び分散の状態を曲線で図示する操作を経て、比較すべき両資料における分散の状態を見たうえ、その間にみられる分散の違いを統計的検定法によつて検定し、両資料の分散比が一パーセントトの有意水準以上で棄却されるならば、両資料の筆跡が同一であると判断は誤りとされるという段階をふんで進められるのであるが、右の方法により本件脅迫状、請求人の自筆にかかる脅迫状の写し及び昭和三八年五月二日付上申書について、その筆跡の異同を検査したところ、「脅迫状と脅迫状の写し及び脅迫状と上申書の場合同じは、いずれも高度の有意水準で棄却され、脅迫状の写しと上申書の場合同じは棄却されない。」との検査結果がえられたとするものである。しかしながら、右の鑑定方法は、筆跡異同の判別に新たな観点を提起し、ひとつの方法論を示唆する点において意義は認められるものの、検査の第一段階に設定される基準資料が文字の高さと幅の数値に限定されていて、その他の個性的要素の比照は全く考慮の対象とされていないことに疑問が残るとともに、数値や統計学上の概念を用い、公式を展開することによつて客観性を与えようとしても、その結論は窮極において蓋然性の限度を越えうるものでなく、いうところの伝統的判定法によつて出された結論を排斥するに足りるほどの正確度をもつものとも考えられない。これに對し、右で批判されていA14・A15及びA16の各鑑定は、いずれも本件脅迫状及び封筒の筆跡と請求人の自筆にかかる上申書一通及び早退届四通の筆跡とを対照資料とし、A17の鑑定は、本件脅迫状及び封筒の筆跡と請求人の自筆にかかる第一審の裁判長に宛てた書簡一通の筆跡とを対照資料とするものであるが、いずれも各資料に表出されている文字を拡大して写真撮影し、これをさらに字形の各部分に分解したうえで、その起筆部、終筆部、字画線の間架、書線の脈絡、とめ、はね等にあらわれた形相の個癖と特殊性を比照する検定方法によつたもので、その方法は十分合理性を備えているものと認められ、最終的に視覚に依拠する鑑別であるからといつて非科学的でない鑑定とすることはできないこと、そして、右の方法により、いずれも各対象資料中の二十数字に及ぶひらがな、漢字及び数字につき、逐一精密な比較検査を行つた結果、三鑑定とも、殆どすべての対照文字について運筆又は筆勢の同一性又は類似性が認められるとし、その反面において、決定的な相違点が発見されなかつたとしてしていること、しかも、A14・A15及びA16の各鑑定とA17鑑定とは、対照資料を異にしているにもかかわらず、いずれも対照した筆跡が同一であるとの結論を示していること等の諸点に徴して、右三鑑定には極めて高水準の精度と確実性が認められるのであつて、その鑑定結果の証拠価値が所論掲記のA7鑑定により動揺を来たすようなものでないことは明らかである。

同論旨(三)の点について所論の掲げるA4の鑑定書は、本件脅迫状を請求人がみずから筆記した供述調書添付の図面五二通、B17宛て書簡一通及び脅迫状の写し一通と比較し、促音、長音、かな、句読点等の使用にみられる用字上の相違点を抽出して、その表記能力の点から筆記者の異同を判別しようとしたものであつて、右請求人の自筆にかかる各書面には、促音「つ」及び長音「う」の脱落や、「お」と「を」の誤用が顕著に見られ、また、同じ文型のくりかえしが多く、文末に句読点が欠け、文章の後半に文字が乱れて行頭が下がり、筆圧が弱まつて字形が小さくなる等の特徴があらわれていて、その表記能力の低いことを如実に物語っているのに對し、本件脅迫状の表記にはこれらの脱落、誤用、特徴等が発見できないところから、本件脅迫状が請求人の筆記になるものとは考えられないとし、さらに、雑誌「B8」からの漢字の引き写しということにも多くの困難と矛盾があるとするもの

である。しかしながら、本件脅迫状の用字中にも、「子供の命がほ知かたら」、「時かんどおりぶじにか江て」、「そのままかえてきて」、「時が一分でもをくれがたら」のように、その指摘にかかると、「お」と「を」の誤用が部分的にあらわれており、また、同一文型をくりかえす特徴も一部にうかがうことが観察できる。総じてその所説は、各書面に表出される用字の状態を鑑定し、その概略を帰納してえられた一面の見解という程度のものである。同論旨(三)の点について所論の掲げるA2の鑑定書は、前記A14・A15、A16及びA17の各鑑定書の内容を批判し、その対象文字ごととろはるもりの証しを、結果を不正確又は誤りであるとするものであり、その個人差に由来するおりの証しを、字体、字形その他対象の表相に關する観察と識別の個人差に由来するおりの証しを、高い右三鑑定の一致した鑑定結果を動かすに足りるものという対象資料に使用される必要を、同論旨(三)の点について所論の掲げるA3の鑑定書は、対象資料に使用される必要を、

いる漢字及びかなの用法、拗音及び促音の表記法、句読点の使用状態等表記に必要を、総合的な知的技術を基準として、国語学的考察から筆者を判定する鑑別の方法を、とり、本件脅迫状については、小学校六年生程度のものかから教育漢字外のもので、を含む三四種類七五字に及ぶ漢字が用いられていて、小学校一年生程度のみならず、本件脅迫状にみられるような万葉がな的用字法、「え」を「江」と表示する知識、重要巧、一〇個の分節中九個に句点を打つ正確さ、拗音や促音を小さく書く必要を、な文節をくりかえすさいに運筆の速度を高める技能、雑誌「B8」から必要を、を抽出して万葉がなとして使用する頭脳的技法等は、請求人の書字能力の水準を、かに超えているとするものである。しかしながら、右のように表示された文字の語能法上の意味と内容の面からその書面の筆者を探索する方法は、結局、筆者の表記とし力又は書字技能の程度又は水準という厳密には確定しえない事項を、基本の尺度とし判定を行うものであつて、その結論が概括的評価にとどまる限り、結果の覆いがたいところであり、表示自体の厳密な対照検査によつてえられない結果性と信頼度とに對して疑問を投ずるだけの資料とみなすことはできない。

同論旨(三)の点について所論の掲げるB3、B4、B5、B6及びB7の各司法警察員に對する供述調書は、いずれも、請求人の自白中において本件脅迫状に使用してある漢字を引き写したとされている「B8」なる雑誌が、本件の当時請求人の方に存在しなかつたとする所論を裏づけるために提出されたものであつて、請求人の妹であるB3は、本件より一年前の春ころ友人から「B8」という雑誌を借りて三日くらい後に返したことが一度ある旨を供述し、その他の供述者はいずれもB3の友人で、B4及びB5は、B3に雑誌「B8」を貸した事実がないとし、B6及びB7は、それぞれ本件の前年である昭和三七年九月ころB3と互いに雑誌の貸し借りをし合つたときに、「B8」を他の雑誌と一緒に貸したことが一度あるが、五日か一週間くらい後に返してもらつたと述べているものである。

そこで、所論の点を考察してみるのに、右に掲記の各供述調書にあらわれている限りでは、本件の当時請求人の妹であるB3の手もとに雑誌「B8」が存在しなかつたこととなるのであるが、右各供述調書の供述内容を更に仔細に検討すると、その貸し借りの相手方や時期について、同人と他の供述者らとの間にはその記憶にかたりのくいちがいや不確かなものがあることが認められるとともに、これらの供述調書をもつて、B3が右「B8」を別の相手から借りるなどして本件のころその手もとに置いていたことがなかつたという点まで裏づけるに足りるほどの確実な資料とも考えられない。一方で、この点に關する請求人の自供内容をみると、妹B3の読んでいたB8という漫画の絵を見ながら漢字を捜して脅迫状を書いたが、その本の中には二宮金次郎の像の写眞があつたのを覚えていたというものであるところ、控訴審において取り調べた雑誌「B8」昭和三六年一月号(当裁判所昭和四一年押第二〇号の七)にはまさしく二宮金次郎の像の写眞が掲載されているのであつて、かような自供内容と物件の状態との間における余人の予期しない点についての符合は、自供内容の高度の眞実性を物語るものであると同時に、請求人が雑誌「B8」を見ながらそこに用いられている漢字を引き写したという事実の存在に強固な裏づけを与えるものといつて差支えないと考えられる。かくして、結局所論の掲げる右各供述調書は、請求人が本件脅迫状を作成するにあたり漢字の一部は雑誌「B8」から引き写したものである旨の自供内容と對比するときには、その信用性

して反駁の根拠を提供するに足る資料とはみなしがたく、右の自供を採用した確定判決の判断に変更の契機を与えるものということもできない。

前記論旨（四）の点について所論の掲げるB9作成の便せんメモ四枚は、後掲の手拭一五四本とともに、本件証拠物である手拭一本（当裁判所昭和四一年押第二〇号の一）と請求人の結びつきに関する確定判決の判断を争う趣旨で提出されたものであるが、所掲の便せんメモ四枚に基づく論旨が理由のないものであることについては、手拭一五四本の提出された趣旨に対する判断と合わせて後に説示するおりであるから、右は、確定判決の判断を動かすに足る資料とは認めがたい。

前記論旨（五）の点について所論の掲げるA8の昭和三八年八月一六日付鑑定書、被害者の当用日記及び受験生合格手帳は、本件万年筆が、その残留インクの相違から、当時被害者の常用していた万年筆と異なるものであるとの点に関する証拠として提出されたものであつて、右A8の鑑定書には、本件万年筆内に残留するインクが、当時被害者の使用していたインクびんの中のインク並びに被害者が本件に近いころ、その常用にかかる万年筆を使用して記載したものと思われる当用日記及び受験生合格手帳に表示されているインクのいずれとも異質である旨の鑑定結果が示されている。しかしながら、被害者の友人B18の控訴審における証言によること、同人が事件の当日かその前日ころ被害者にインクを貸したことがある事実がうかがわれるほかに、関係証拠によれば、被害者は事件当日の午後学校を出てからB19郵便局に立ち寄っていることが認められるのであつて、友人からのインクの借用補充とともに、同郵便局で万年筆のインクを補充したという推測を容れる余地も残されていないとはいえない。そして、後に説示するA8の昭和三八年八月三〇日付鑑定書においては、所論及び検察官の意見の双方により承認されているとおり、右B18が被害者に貸与したインク及び右B19郵便局に当時備えつけられていたインクを対照資料として、本件万年筆内に残留していたインクとの異同が鑑別され、右対照資料のいずれもが本件万年筆内の残留インクと類似のものであるとの鑑定結果が出されているのであつて、このことによつても、前記のように被害者が友人から借りたり郵便局へ立ち寄つたりして、別のインクを補充したという点の蓋然性が一層強められるように思われる。かようにして、被害者が事件の当時所持し、常用していた万年筆に、それまで使用していたインクとは異質のインクを事件の発生に近い時期に補充し、そのインクが本件万年筆内に残留していたという事態の考えられる可能性は十分に存在するわけであつて、結局、所掲の書面及び物件により本件万年筆内に残留していたインクと被害者の平生使用していたインクとの相違が明らかになつたとの一事をもつて、直ちに本件万年筆を被害者のものでないとすることはできないのみならず、このことによつて、本件万年筆は被害者の所持品に相違ないとする被害者の実兄B20の証言及び請求人の自供の真実性並びにこれらに基づき本件万年筆を被害者の所持品であるとした確定判決の認定がなんらかの影響を受けるということも、証拠の直接性及び証明力の対比からしてありえないことと考えられる。

なお、同論旨（五）の点について所論の掲げるB10の司法警察員に対する供述調書、学級日記及びペン習字の浄書は、被害者の通学していたB21高等学校B22分校において、本件発生の当日である昭和三八年五月一日の午前に行われた書道の授業時間中に、被害者がその所持にかかる万年筆で右ペン習字の浄書を筆書したという事実を示すにとどまり、これらを所論に関連させて考察してみても、更にその主張を裏づけるべき資料が存しない以上、反証としての意義を認めることはできない。

前記論旨（六）の点について所論の掲げるA10の鑑定書は、すでに控訴審において証拠調の行なわれた同人の昭和四七年七月二〇日付鑑定書を補足する趣旨のものであつて、A18の鑑定書に示された鑑定結果を批判し、絞頸の場合において、幅の広い手拭や帯などを用いたときには、茶褐色の表皮剥離等明らかな索痕を生ずることなく、単にその索状の上縁又は下縁のみがA18鑑定にいうC1のごとき境界の不鮮明な変色部として現れることも考えられるのであるから、A18鑑定のように本件被害者の死体に索条物による索痕が認められないとの理由で絞殺はありえないと判定することはできないとし、また、同鑑定が前頸部下部に手掌大の皮下出血があるとしているのは、その部位からして不自然であるうえに、手掌大の皮下出血があるからといって直ちにその成因が手掌面による圧頸であるとは断じえず、さらに、被告人の自供のとおり片手の拇指と示指との間に被害者の頤下部を挟んで頸部を圧迫したとしても、左右側頸部を同時に締めつける力は働きにくく、本件死体のように眼瞼や結膜等に溢血点を伴わない早期の窒息死にいたらせること

は、不可能に近い旨の見解を述べているものである。しかしながら、A18の鑑定書が本件被害者の死因について記述している鑑定意見は、同人の第一審における証言にあらわれているとおり、直接死体を見分し、みずから解剖を事実上おこなった所見に基づく鑑定結果であること、その鑑定経過について同人が控訴審における証言中で説明しているように、本件死体の頸部内景にみられた所見は、索条物でない物体で扼圧されたときに生ずる通常の痕跡であつて、接触面が比較的広く、暗赤紫色の変色部C1も、特に力が加わつた場合に認められる明瞭な境界がなかつた点から、むしろ死斑に近いものと判断されたこと、そして、右のような所見のもとにおいても、A18鑑定人は、圧頸の手段を判定するのに極めて慎重で、C1の着色所見だけでは、手掌、上膊、前膊その他いかなる物体によつて圧頸したのか決めかねる旨その結論を留保し、かように慎重な吟味のすえに最少限度の確信をとし、絞頸による殺害ということはいえぬとの見解にいたつたものと認められること等の諸点に照らせば、同人の鑑定意見は、右A10の鑑定意見が、書面と写真という間接的な資料による考察を前提とし、可能性の考えられる推論として述べられているのと比較して、その信頼度と証拠価値の極めて高いものであることは明らかといわなければならない。また、本件被害者の死因をもつて扼頸とすることを対する右上田鑑定の否定的見解も、断定的な反論というほどのものではなく、本件死体にもみられる舌先端の挫創や頤下部の皮下出血は、頤下部を後上方に押し上げる力が働けば発生は可能で、その力は、幅広い索条物による場合に限らず、手掌を頤結節から頤下部にあてて指を顔面部の方向に伸ばし、頤下部を押し上げて圧迫する方法で加えられてもよいとし、結論において、本例の場合は絞頸のほか扼頸という機転も否定することができないとしているのであつて、叙上全般を通じ、所掲A10の鑑定書に示された意見は、A18の鑑定結果とすべての点で対立するものではなく、まして、その結果を覆えして、この点に関する自白とのかいを明らかにするまでの資料とみなすことはできないものと考えられる。

同論旨(六)の点について所論の掲げるHの意見書は、A18の鑑定書において本件被害者の死因を扼殺と判定することの根拠として挙げている前頸部の皮下出血、舌前端部の挫創、甲状腺周囲の出血、喉頭粘膜の溢血、顔面うつ血等が軽度であること、ほかに索条物の痕跡、指圧痕又は爪痕が存在しないこと等の所見について、その大部分が、絞頸又は扼頸を問はず、頸部圧迫による窒息死に共通のものであるから、これらの所見のみによつて本屍の殺害方法を扼殺と決定することは困難であるとし、同鑑定の示す所見中、軟性索条物による索条痕とみべきC1、前頸部上部の細条痕、bのような帯状の変色部、前頸部正中近くの蒼白部、C3部分に散在する暗黒色の斑点等から判断して、本件につき自分の考えを一言で言うならば、A10の鑑定と同じく絞殺説であり、その場合創傷の状況からみれば、軟性の索条物である可能性が最も大きい旨の意見を述べている。その論ずるところは、概ねA10の第二次鑑定書の見解に同調して、絞殺説を支持するものであるが、その論拠には右上田鑑定の指摘する事項以外に特に新たなものもなく、また、同鑑定と同様に各所見に関する解釈が間接的資料に基づく判断であつて、各所説を通じ、前記A18鑑定に対する批判又は論評にすぎない部分が多い点にその限界があることは否定しがたい。殊に、A18鑑定が示すC1の所見を索条痕とみなし、前頸部下部の細条痕を絞殺のさいにときどきみられるしわに相当するものと考え、また、前頸部正中近くの蒼白部とC3の部分に散在する暗黒色の斑点をもつて、この付近で索条物が結ばれたさいの痕跡であるとするなど多分にその絞殺説の論拠には各所見に関する独自の解釈と推理とが想定されているように思われる点があること等に照らすと、その結論も結局一般的な可能性の範囲内におけるひとつの試論の域を出るものではなく、前記のように直接死体解剖の結果からえられたA18鑑定の鑑定結果に対して、なんらかの影響を与えうる反論とみなすことはできない。

同論旨(六)の点について所論の掲げるIの意見書は、A18の鑑定書の記載中、本件死体の前頸部に横走る蒼白色の皮膚皺襞(b)、左前頸部に左方に横走る暗赤紫色の変色部(C1)、中頸部にみられる横走状の暗紫色の変色部(C2)、(b)の上方に存在する暗紫色の部分(C3)、(C1)の下方に広がる暗赤紫色の部分(C4)、(C3)と(C4)との間に多数認められる小指爪大以下の暗黒色の斑点、(C3)の下縁部と(C4)の上縁部に斜走する多数の赤色線条、(C3)の内部にみられる手掌面大の皮下出血(ほ)、甲状腺軟骨右上角部にあらわれている大豆大の出血(ぬ)、(C1)、(C2)、(C4)の内部にみられる手掌面大の皮下出血(へ)及び甲状腺左右両葉周囲に存在する軟凝血(ち)、(り)等の所見を取り上げ、同鑑定書の説明によれば、体表部の損傷はローマ文字

をもつてあらわし、大文字を使用してあるのは生存中に成傷した新鮮創、また、小文字を使用してあるのは生活反応の認められるなかつた死後の損傷であり、平がなを
使用してあるのは鈍力の直接結果と判断される内部の損傷を意味するといふのであ
るから、右(C1)、(C2)、(C3)、(C4)、(ほ)、(へ)、(ち)、
(り)及び(ぬ)はいずれも生存中の損傷であると考えられ、このことと頸部の写
真観察の結果によると、(C4)から右方に延びる褪色部及び(C3)を上縁と
し(C1)を下縁とする淡黒色帯状の圧痕は、いずれも索条物による絞死のさいに
みられる索溝と判断されることと、右二条の索溝の上下両縁に皺襞形成に伴う線状
皮内出血とみられる紋様が出現していることから、本屍の死因は絞頸による窒息死
(絞死)であると認められ、使用された索条は、表面の軟いタオル、マフラー、ス
カーフ等が考えやすいとの意見を述べるものである。しかしながら、右指摘にかか
る(C2)、(C3)及び(C4)の各変色部に関する記述をA18の鑑定書につ
いて調べてみると、いずれもその該当部分につけられている記号は小文字のローマ
文字であつて、この点は控訴審における同鑑定人の証言によつても確認されてい
るところであり、また、同鑑定書第四章(1)3の項においても、(C3)及び(C
4)にみられる赤色斜走線条は、生活反応がなく、死後索条物による圧迫から生じ
た死斑と判断される旨の明確な説明が加えられている。右Iの意見書の結論は、
(C2)、(C3)及び(C4)の変色部を生存中の新鮮創であるとし、(C3)
を上縁とする圧痕及び(C4)を一端とする褪色部を絞扼のさいの索溝と判断した
ことから導かれたものであるから、右のように判断の素材となつたA18鑑定書の
記載に関して誤解がある以上、その意見は、推論過程の核心部分において前提を失
うことになるものといわざるをえない。そして、右木村意見書の所説は、総じて書
面の記載と写真の示すところを手がかりにした間接的認識を前提とするものである
から、前記A10の鑑定書及びHの意見書と同様に、その証拠価値におのずから制
約が存することを認めざるをえず、直接の解剖所見に基づくA18の鑑定に對して
有効な疑義を生じさせるだけの反対資料を提供するものとは思われない。
前記論旨(七)の点について所論の掲げるIの意見書は、A18の鑑定書に示さ
れた所見等からして、本件死体には、通常強姦の屍体の殆どについてみられる大腿
内側の損傷が全く存在しないこと、また、A18鑑定で暴力的性交の根拠としてい
る損傷は、爪、手指等によつて形成されたとみるよりも、表面が粗面をなす物体と
の接触又は擦過により生じたものと判断するのが妥当と考えられること、さらに、
当時被害者の着用していたズロースの裏面に認められた斑痕は、精虫斑である可
能性が強く、その付着部位が外陰部に接する部分であることから、被害者が性交後
ズロースをはいて身づくろいをした事実を裏づけるものであること等諸点が指摘さ
れ、これらの諸点に徴して、本件の性交は、自然的な性行為として行われたもの
で、少なくとも強姦という態様で行われたものではないとの意見を述べるものであ
る。ところで、本件姦淫のさいの状況に関する請求人の自供内容をみると、被害者
をタオルで目隠しして、手拭で後ろ手に縛り、仰向けに押し倒して、そのズロース
を膝の辺まで引き下げ、同女の上に乗るかかつて姦淫しようとする、同女が救い
を求めて大声を出したため、右手の親指と他の四本の指を拡げて同女の喉頭部に押
しあて、この部分を強圧しながら、左手でズボンのチャックをおろして陰莖を出し
たう姦淫を遂げ、そのあとで同女の死亡したことに気づいたのであるが、右の間
に、同女は身体を動かして抵抗することはしたけれども、両手が縛られ、首もおさ
えられていたので、大きな動きはできず、足を少し動かした程度であつたというの
である。右によれば、被害者は、両手を後ろ手に縛られ、相手の身体でおさえつけ
られているうえに、頸部を強圧されることにより、殆ど抵抗のできない状態であつ
たことになるわけであつて、かかる状態のもとで行われた姦淫の結果として、大腿
内側の損傷が被害者の身体にあらわれなかつたとしても、決して不合理なことでは
なく、この点をもつて自供の内容と客観的状況との間の重要なくいちがいとするこ
とはできない。また、被害者が生存中に成傷したものと認められる外陰部の表皮剥
離、擦過傷及び皮下出血の損傷が、木村意見書の指摘するとおり、爪、指等によつ
て形成されたものではなく、表面が粗面の物体との接触又は擦過によつて生じたも
のであつたとしても、前記自供にかかる暴行の態様に照らして少しも不自然なこ
とはなく、右の推論から直ちに暴力的性交を否定するのは、前記自供にかかる本件
姦淫の行われたさいの具体的状況に関する考察を欠く飛躍した論議というほかな
い。さらに、同意見書が、被害者のズロースに付着している斑痕について、精液斑
である可能性が強いとしている点に関しては、この意見が肉眼による観察に基づく
見解にすぎないものであるうえに、検察官の意見書によれば、検察官の保管する資

料のなかに、本件捜査の当時右ズロース等を検査した結果、これらに精液の付着は認められなかつたとするB23の昭和三八年五月一七日付検査回答書が存在するこれとがうかがわれるから、右ズロースに精液痕が付着していることを論拠に述べられる意見は、その前提において不相当のものとみなさざるをえないことになる。なお、木村意見書は、A18の鑑定が、本屍体の腔内容について検査した結果、一視野に三又は四匹位の形態完全な精虫多数を検出したとしている点につき、一回の射精量の平均値から推論して、被姦淫者の死直前の姦淫に由来する精子の数としてはやや少ない旨の意見を述べるが、右の意見自体本件について被害者の死亡直前における姦淫を否定するまでの趣旨のものと解されない。かくして、所掲の木村意見書は、いかなる点においても、請求人の自供内容及びこれを採証した確定判決における本件姦淫の態様について、疑問を提供するに足る資料とみなすことはできない。

前記論旨(八)の点について所論の掲げるA10の鑑定書は、A18の鑑定書に示されている本件死体に関する所見中、後頭部にみられた損傷を取り上げ、これが頭頂部皮下に達し、一、二針縫合を要するほどの創傷であつた以上、この創傷からの出血が周囲の皮膚や毛髪に付着し、あるいは、体外の物体に落下又は付着する等の現象がみられなかつたはずはないとの意見を述べるものであり、同じ論旨について所論の掲げるJの実況見分調書が、昭和三八年七月四日、本件死体を隠匿したとされる芋穴のたて穴内壁及び底面につきルミノール反応検査を行つたところ、血痕の陽性反応は認められなかつたとしている点と総合して、これらの資料が、本件死体を右芋穴に隠匿した旨の請求人の自供内容に、客観的事実との重要なくいちがいのあることを明らかにしたというものである。しかしながら、A18の鑑定書によると、本件死体にみられた後頭部裂創は、その部位、程度及び創口周囲の皮膚面に著名な挫創を随伴していないことから考へて、棒状鈍器の使用等による加害者の積極的攻撃の結果とはみなしがたく、むしろ本人の後方転倒等の場合に鈍体との衝突等により生じたものと考えられるというのであつて、この損傷による外出血についての説明がない点からすれば、確定判決及び上告審の決定がそれぞれ説示しているように、その傷害の程度及び出血の量も特に記述すべきほどのものではなかつたこととが推認され、この点については、写真と書面による判断を前提にした右上田鑑定書の意見に、抽象的な思考からする臆測が多分に介在していることも指摘されなければならない。また、この創傷の成傷時期は、事実関係の経過に徴して、ほぼ被害者の死亡する前後のころ、すなわち請求人の自供等によれば、当日の午後四時三〇分ころと推定され、その後死体を運んで午後六時ころこれを芋穴に入れるまでには約一時間三〇分の時間が経過していることになるので、死体を芋穴に入れるさいには、すでに右創傷からの出血は凝固して流出又は落下するような状態でなかつたこととも十分考えられる。かような考察に立つときには、右A10の鑑定書における意見及びJの実況見分調書における検査結果を総合しても、これらに基づく所論が死体を芋穴に隠匿した旨の請求人の自供内容に合理的な疑義を提供するに足る反論とはなりえないものと思われ、また、これらの資料によつて確定判決の判断が動揺するということも考えられない。

同論旨(八)の点につき所論の掲げるJの実況見分調書については、前段の論点のほかに、自供にあるような方法で荒縄を使用し、死体を桑の木に結びつけることは、桑の木の幹の太さからして不可能である点をも明らかにする資料であるとされるので、同調書を調べてみると、その記載中には、所論のとおり、請求人が縄を結んだとされる桑の木は、根もとの部分において周囲四三センチメートルであつた旨の測定結果が示されている。しかしながら、同調書には、右の記載に引き続いて、桑の木の周囲は地上五〇センチメートルの所で二二センチメートルであつたとの記載もあり、荒縄を桑の木のどの部分に結んだかの点が明確でない本件の場合に、確定判決が第一審の検証の結果に基づいて右桑の木の周囲を二八センチメートルと算定したことは相当であると考えられ、この算定に立つときには、本件死体を芋穴に吊り下げるにあたり、確定判決の認定に沿うような縄の使い方その一端を右桑の木に結びつけることが可能である点と同判決が説示するとおりであるとともに、仮りに、所論のような縄の使い方を想定した場合にも、その一端を右桑の木に結びつけることが不可能ではないと認められるので、確定判決の関係部分に関する認定が同調書の右記載によつて影響を受けるべきものとは思われぬ。

なお、同論旨(八)に関連して、所論中には、死斑の消失と体位転換との時間的關係を取り上げ、確定判決の認定にかかる本件死体が仰向けに置かれていた時間とその死斑の状態との間に矛盾がないとした同判決の判断を論難し、また、すでに第

一審の公判期日に証拠調の行われたP作成の昭和三八年五月四日付実況見分調書を引用して、死体を隠匿した芋穴付近の畑の小麦が踏み倒されている形跡が認められないとし、このことと右芋穴付近で死体隠匿の操作をしたとする自供内容との食い違いを主張する部分がみられるけれども、いずれの点についてもその裏づけとなるべき新たな証拠の提示がないので、これらの所論については判断の余地がない。

また、同論旨（八）に関連して所論の掲げるA5の鑑定書中の玉石に関する所説は、土中に埋められていた本件死体の頭上部に発見された玉石について、このような大きさの礫塊が死体埋没場所付近の黒ぼく土中に孤立して存在することは、少なくとも自然状態では絶対にありえないとするもので、所論は、右所説から、玉石が死体の埋没場所に存在するのは、本件犯人がなんらかの意図のもとに同所へ持ちこんできたものに相違ないと推論し、この推論に立つて、請求人の自白が玉石の点に触れていないのは、自白が虚偽で、請求人が本件の犯人でないことを裏づける証であるとして主張するのであるが、右は、ほぼ同旨の論旨が確定被告事件の控訴審において主張され、その判決中において判断されている事項であつて、右鑑定意見は、玉石がなんらかの人為によつて本件死体埋没場所付近に運搬され又は移動させられた可能性を否定するものではないが、所論がその人為をもつて本件犯人の行為に限定する根拠は薄弱なものと考えられ、さらに、この玉石の右場所における存在が請求人の行為となんらかの関連をもつていたと仮定しても、同判決が説示しているように、暗闇で死体埋没の作業に気をとられていた当時の行動に関する供述中において、右玉石に触れた供述部分が必ずあらわれると限つたわけではないから、結局、右鑑定書中の玉石に関する所説と請求人の自白中にこの玉石に触れた部分が見られないことをもつて自白の虚偽を主張し、請求人と本件犯人との同一性を否定しようとする論議は、採用に値するものとはいえない。

前記論旨（九）について所論の掲げるA6の鑑定書は、捜査官が請求人を被疑者として取り調べるさい、犯行の現場、被害者の所持品を投棄した場所、被疑者の行動経路等を自供調書添付の図面に図示させるにあつて、取調官が先になら半紙を二枚重ねて略図を書いたのち、その下の紙に写つた筆圧痕を請求人になら半紙を添付図面を作成させた旨の控訴審における請求人の弁解を裏づけるべき資料として提出されたものであつて、確定判決の採証しているA19及びA20の各鑑定書の示す鑑定の経過及び結果について以下のように批判している。すなわち、右A19、A20両鑑定は、モデル実験の設定にあたり原図との比較が十分でない等の難点があり、「鉛筆線に飛びこえ現象があれば筆圧痕が先である」との命題も、その裏命題及び逆命題が検討されていないために、適応の限界が明らかでなく、また、その言うところの「飛びこえ現象」に関しては筆圧荷重の点、「持ちこび現象」に関しては「飛びこえ現象」との相関関係の点、「消しゴム試験」に関しては筆圧痕が先行した場合の適応条件の点にそれぞれ疑問が残されており、総じて、鉛筆線と筆圧痕との交差部のみに着目して、筆圧痕の選択が恣意的であること及び鉛筆線と筆圧痕の交差箇所が少なく、統計的精度が劣ることからして、鑑定としての有効性及び妥当性が極めて低いと論難するものである。しかしながら、その非難の多くは、モデル実験自体に関する一般的方法論に属するものであり、その他の部分についても、表出されている特定の鉛筆線と筆圧痕との先後関係を検定するにあたり、その関係が最も鮮明にあらわれる交差部分を対象とするのは、むしろ合理的な選択といふべきであつて、これをもつて恣意的で精度の低い鑑別方法とするとはできない。すなわち、「飛びこえ現象」、「持ちこび現象」及び「消しゴム試験」から導かれる原理を成立可能な命題の限度で原図面の検査に適用することにはなんら都合も考えられないから、右の非難はいずれも正鵠を失っているものといわなければならない。また、右A6鑑定は、対象となつた原図面中にみられる濃淡各種の筆圧痕のうち、謄本作成者又は被疑者本人によつてつけられたものとみられる最も濃いもの及びこれに次いで濃いものを除き、そのうちの最も薄いものについて調べてみると、取調官が事前の作図にさいしてざら紙一枚を介在させた場合の筆圧荷重が五〇グラム以上一五〇グラム以下と考えられる点からして、この場合の筆圧痕とまじしく一致するとし、さらに、筆圧痕上を鉛筆線が重なつて通つた場合の「中抜け現象」を追求し、走査型電子顕微鏡による表面の高倍率精密観測法を用いれば、筆圧痕の先後関係についてA19、A20両鑑定より一層有効な判定が可能であるとされるのであるが、右にいう筆圧痕の一致には、筆圧痕をつける者について想定されている筆圧荷重の数値等不確定的な要因が前提となつている点から考えて、その論ずるところは結局ひとつの試験的推論の程度を出でるものではなく、また、新

な方法による鑑別も、これによつて明確な結果がえられたという趣旨とも解されないので、以上いずれの点からしても、前記A19、A20両鑑定結論に対して十分根拠のある反論を提供するに足りるものとはいえない。かくして、所掲のA6鑑定書によつても、鉛筆線より先につけられた筆圧痕は発見できなかつたとする右A19、A20各鑑定書における鑑定結果及び各自供調書添付の図面にみられる筆圧痕は、すべて調書作成後においてその謄本又は写しをとるさいにつけられたものである旨の各関係取調官の証言は動かしがたく、これらに基づき、取調官の不当な誘導によつて右各図面が作成されたような事実はないとした確定判決の判断に疑いの生ずる余地はない。

叙上のとおり、右に検討した所論掲記の各資料は、その内容の点においても、直接反駁の対象としている各証拠の証拠価値及びこれらの証拠を総合して形成された確定判決における各論点に対応する判断を動かすに足りるものではなく、右各資料を確定判決前に提出された関係全証拠と総合的に評価して判断しても、確定判決における事実認定につき合理的な疑いを抱かせ、これを覆えずに足りる蓋然性のある証拠とは認められないから、刑訴法四三五条六号所定の新たに発見された請求人に無罪を言い渡すべき明らかな証拠に該当せず、したがつて、これらの資料に基づく所論はすべて理由のないものに帰する。

次に、所論掲記の各資料中、前段に摘記した以外のもの、すなわち、前記論旨(二)の点に関するC及びDの各意見書並びにEの実験結果、同(四)の点に関する手拭一五四本及びFの調査報告書、同(五)の点に関する昭和三八年八月三〇日付A8の鑑定書、A9の鑑定書及びGの報告書、同(七)の点に関する謝国権の意見書、同(八)の点に関するK及びIの各報告書、L・Mの報告書並びに同(一〇)の点に関するN・Oの意見書は、いずれも確定判決後に作成又は発見されたものであるため、確定被告事件の各審級における審理を通じ、証拠調又は事実の取調はもとより、その他のいかなる方法によつても裁判所の判断にさらされた事跡のないものである点において、形式上一応新たな証拠の性格を有するものであることが認められる。そこで、これらの内容について、以下に検討を加えてみることにする。

前記論旨(二)の点について所論の掲げるDの意見書は、専ら統計学の立場から前記A1の鑑定書に示された統計的解析の正当性を説くとともに、この点に関する検察官の本件再審請求に関する意見書中の見解を非難するものであり、また、同じ論点について所論の掲げるCの意見書は、専ら数学上の理論から右A1鑑定書の示す計測方法を支持するとともに、右と同じくこの点に関する検察官の意見を批判するものであるが、いずれもそれぞれの専門理論に立つて抽象論を展開するにとどまり、本件との関連性が極めて間接的なものであるうえに、その結論とするところは結局右A1鑑定書の示す見解と同旨のものに帰着するわけであるから、同鑑定書に関して前に説示したと同一の理由により、確定判決が採証しているA12・A13の鑑定書の証拠価値に影響を与えるものとは認められない。

同論旨(二)の点について所論の掲げる弁護人Eの実験結果(昭和五四年五月二三日付弁護人の意見書所載)は、前記石膏型成足跡と押収された地下足袋との同一性に関する有力な根拠とされている破損痕のうち、前記A12・A13の鑑定書にいわゆる「あ号破損痕」について、断面の形状を線形にあらわして比較する方法により、右足跡と地下足袋とを対照検査したところ、右足跡には「あ号破損痕」の印象されていないことが判明したというものであるが、右の検査は、現段階ではひとつの試験的な実験方法にすぎないものと考えられ、したがつて、その実験結果も、A13の控訴審における証言のとおり長年多くの鑑識例を取り扱っている右A12及びA13による鑑定の結果に対して、反論を呈するに足りる証拠価値をもつものとは認められない。

前記論旨(四)の点について所論の掲げる手拭一五四本は、確定判決において、本件被害者の両手を縛るのに使用されていた手拭がB23米屋から昭和三八年正月の年賀用として請求人方を含む得意先に配布された手拭のうち的一本であり、請求人は本件当時これを入手しうる地位にあつた旨認定されている点を争うための資料として提出されたものであつて、その提出の趣旨とするところは、右B23米屋が昭和三八年の正月に配布した手拭一六五本のうち、一五五本が本件の捜査によつて回収され、未回収の一〇本のうち、三本についてはその用途が明らかにされ、四本についてはその不存在が確認された結果、残りの三本について処置と行方が不明ということになり、そして、その三本のなかに、請求人の姉むこにあたるB24方に配布されたとされる二本のうち的一本と請求人の隣家であるB25方に配布されたとされる一本とが含まれているという理由で、右確定判決の判断が導かれたものと

らかに請求人方であるB29方に一本、請求人の姉むこにあたるB24方に二本及び
び請求人の隣家であるB25方に一本が各昭和三八年分年賀用右手拭の配の配布先及びその
の数量として配布された記号が控訴審における証言に徴するときは、所論のよきと配先として記載されていると
の写し及び同人が実際に配布されたこと、特段の事情がなければ、所論のよきと配先として記載されていると
B25方とが推測を容れる場合に、B23米屋から配布されたこと、B24方に二本及びB25方に一本の
とき推測を容れる場合に、B23米屋から配布されたこと、B24方に二本及びB25方に一本の
れていたとすると、B23米屋から配布されたこと、B24方に二本及びB25方に一本の
かようにして、B23米屋から配布されたこと、B24方に二本及びB25方に一本の
回収されたものが一五五本である以上、前記各任意提出書及びQの本のうちB24
れ配布された事実とが明らかである以上、前記各任意提出書及びQの本のうちB24
し並びに同人の控訴審における証言によつて、その用途も所在も不明である点か
方に配布された二本のうち一本とB25方における証言によつて、その用途も所在も不明である点か
とは否定すべくもないところである以上、前記各任意提出書及びQの本のうちB24
らうちの一本と本件証拠物である手拭と同一の物であることの可能性が取り上げ
られたとしても、少しも不合理な推論とすることはできないと考へられる。以上
より、所掲の手拭一五四本の存在及び前掲便せんメモ四枚に基づく所論は、請求人
が本件の当時証拠物である手拭を入手しうる地位にあつたとする確定判決の認定に
合理的な疑義を提供するに足りるものとはいはれなく、したがつて、この点をもつ
て請求人と本件犯人とを関連づける状況証拠のひとつに掲げている確定判決の判断
になんらの影響を与えうるものとも思われない。

同論旨(四)の点について所論の掲げるFの調査報告書は、前記手拭一五四本に
つき逐一見分した結果と存在を確認したことを示し、また、前記B9作成の便
せんメモ四枚の記載事項につきこれを検認してその内容を分類移記したものである
が、すでにその調査の対象となつた手拭一五四本及び便せんメモ四枚がいずれも証
拠として掲げられている以上、新たな証拠資料を提供するものでないのみならず、決
右手拭一五四本及び便せん四枚に関して前に説示したと同一の理由により確定判決
の判断に影響を及ぼすものとはみなされない。

前記論旨(五)の点について所論の掲げる昭和三八年八月三〇日付A8の鑑定書
は、被害者の所持品であつたとされる本件万年筆内に残留していたインクが、所論
及び検察官の意見において承認されているように、被害者の学友B18の使用すると
インクびん内のインク及びB19郵便局備付けのインクのいずれとも類似のもの
と思われる旨の鑑定意見を示しているもので、前示同月一六日付A8の鑑定書、被害
者の当用日記及び受験生合格手帳により、本件万年筆内に残留するインクが被害
者の常用していたインクと異質のものであるとの点を立証するに、これを側面
から補強する趣旨で提出された資料であるが、事件発生前被害者が万年筆のインク
を補充した事実が推測される点からして、インクの相違のみを理由に本件万年筆を
被害者の所持品でないとする点については前に説示したとおりであ
り、また、右鑑定意見が、反面において、前示のようにインクの補充という推測を
裏づける意味をもつことにもなるので、いずれの点からしても、本件万年筆を被害
者の所持品とすることはできないとする所論を支持するに足りる資料となりうる
ものとは思われない。

同論旨(五)の点について所論の掲げるA9の鑑定書は、万年筆の使用期間につ
き、使用した紙の種類や使用者の使用癖等の条件の相違により一概に判定すること
は困難であるが、本件万年筆のペン先を検査した結果によると、その使用程度はご
く少ないものといふところ、この事項と、本件万年筆を被害
者の所持品とするには疑いがあるとする論旨との関連が十分明らかでないので、そ
の証拠資料としての意義及び価値について判断するに由ないものである。

同論旨(五)の点について所論の掲げるGの報告書は、確定被告事件の訴訟記録
中の検証調書を参照したうえ、直径一・一センチメートルの万年筆を床から一・七
五メートルの高さにある鴨居上の奥行三センチメートル、四・五センチメートル及
び八・五センチメートルの各位置に置き、鴨居から一メートル以上三・五メートル
まで離れ、床から一・六メートル、一・五メートル及び一・四メートルの各高さで
これを見た場合において、右万年筆の上端を見とおすことの可能な範囲を調査し、
その調査の結果を各場合ごとに説明しているものである。そして、右報告書の調査
結果(昭和三四年七月三日付弁護人の意見書訂正申立書により訂正されたもの)に
従うならば、本件万年筆の発見された請求人方勝手場入口の鴨居の上の最深部に右

万年筆を置いた場合でも、鴨居から二・五メートル離れて、人の平均的な目の高さ
と考えられる床から一・五メートルの高さで見たとときには、その上端を見たとす
とができることになると、右請求人の鴨居から二・二メートル離れて、床から第一・
五八メートルの高さで見たと、鴨居の上で見たところ、鴨居の上で見たところ、
性がある点からして、右報告書の内容は、その主要な部分において新たな証拠資
を提出するものかどうかに疑問がないといえない。そのうえ、右報告書の記載に
かる実験は、本件万年筆の発見されなかつた前の二回にわたる各捜索の目的、規
模、方法、実施の重点及びその状況等すべての具体的諸条件に關係なく、専ら鴨居
の上の万年筆に関する視覚上の認識の能否に限定されていたものであるから、実
に行われた捜索の場面を考え合わせるならば、その実験結果が直ちに所論を裏づ
るまでの証拠価値を有するものとは認めがたい点も否定できない。そして、右実
結果に徴して、前に二回の捜索を実施した捜査官であるR、S及びTの控訴審にお
ける各証言により、各捜索が行われたさいの状況について更に検討を加えてみて
も、故意に右鴨居の上の捜索を避けたような形跡が認められないのは勿論のこと
右鴨居の上なる場所が目につきにくく、見落としやすい箇所であることからして、
そこに存在した本件万年筆を発見するにいたらなかつた点について、特に不審を感
じさせるような節は見あたらない。かくして、それまで発見できなかった被害者
所持品である本件万年筆につき、請求人が自発的にその隠匿場所を自供するに
つた経過を述べている取調官U、V及びWの控訴審における各証言並びに請求人
第一審における同旨の供述を採証して、請求人の自供によりはじめて本件万年筆
発見された旨の認定をした確定判決の判断は動かしがたいものと認められ、所
内田報告書によつてその判断が影響を受けることは考えられない。

前記論旨(七)の点について所論の掲げる謝国権の意見書は、本件被害者に対す
る姦淫を科学的に考察した場合、その態様が請求人の自供のとおりであるとすれ
ば、被害者の激しい抵抗のあつたことは必至であり、かつ抵抗は可能であつたと
思われるから、その抵抗のもとでいわゆる女性開脚伸展の体位により交合するこ
ととは強
不可能と考えられ、さらに、自供のように右手で被害者の頸部を圧迫しながら、左
手で陰莖を操作しようとしても、結合前に早漏で終るか勃起不能に陥る可能性が
強い旨の意見を述べている。しかしながら、本件姦淫の行われたさい、被害者は、
オルで目隠しをされ、両手を後ろ手に縛られて仰向けにされたうえ、頸部を強く
圧迫されていたために、足を少し動かす以外には殆ど抵抗のできない状態であつ
たと前に説示したとおりであり、また、請求人の捜査官に対する供述によると、
被害者の着用していたズロースは比較的余裕のあるもので、膝付近まで引き下
げられたま
ま、両足を広く開かせ、その間に身体を割りこませることができたというのであ
るから、これらの諸点に照らして、右の意見は、本件の姦淫に特有の具体的状
況を看過した観念的論議というほかないもので、本件姦淫に関する自供内容及
びこれに基
づく確定判決の認定に対して影響を与える反駁の資料とすに値しないものと考
えられる。

前記論旨(八)の点について所論の掲げるKの報告書は、本件被害者の死体の状
況から考えて、これを芋穴に隠匿した旨の自供の真実性が疑わしいとする点の立証
として提出されたものであつて、狭山市a b番地に所在する縦七四・五センチメ
ートル、横七八・五センチメートル及び深さ三二三センチメートルの芋穴におい
て、合用
成ゴムで作られ、身長一五四センチメートル及び体重五四キログラムの人形を
使用し、これを吊り下げ又は引き上げる実験を行つたところ、縄が足にくいこんで、
その痕跡が残り、人形の外面全体に赤土が付着し、人形が穴の底面に到達したと
きは、明らかにその感触があり、スカートや上衣はめくられて頭の部分に片寄つ
てしま
うために、これらを持つて人形を引き上げることは不可能であり、人形を吊り下
げ又は引き上げる操作は自供のように簡単なものではないとの結果がえられた旨
を記
述している。しかしながら、右報告書の指摘する写真「9」をみても、足にあら
わ
れたという痕跡の状態が明らかでなく、この点について後掲Iの報告書中「19」
から「20」までの写真及び(5)の記述を参照すると、同じく人形による実験の
結果、足首に凹痕や表皮剥離を生じ、着用のソックスに穴があいたとされてい
るが、
關係証拠によつてうかがわれるように、実際の場合には、被害者がソックスをは
いていたうえに、足首に力が加わつたのは死体を出し入れする短時間に限られ、
一方、芋穴の口が狭いために死体を出し入れする作業は静かに行う必要がある
と、ま
た、請求人が、その自供によれば、セメソト二袋を担いで運ぶことができるほどの

力の持主であつたこと等本件に即した考察に立つときには、死体の足首に索溝等の痕跡が残らなかつたこととも本件に即した考察に立つときは、死体の判断は、右実驗の結行つた者の感行直後の興奮、混乱、恐怖等に覆われたのちの行為者も不自然なものであるとすこの点に関し、さらに、スカートを掴んで人体を引き上げるとスカートを破れているので、そのとき破れたいという程度にスカートを引張つたよな気がするのでは解されないか、この点について確実な記憶をもつて叙述しているものは、当をえた反論とはいえない。また、右実驗の場合には人形の外面に赤土が付着したのには、本件死体には赤土が付着しなかつたとする点については、本件死体を見分したPの実況見分調書中赤土が死体又はその着衣に付着していた旨の記載がみられないことは所論のとおりである。また、土中に埋められていた本件死体とその着衣とともに土にまみれていたのは当然のこととして土の付着の有無について特に記載をしないことも十分考えられるから、その記載がないことをもつて直ちに本件死体に赤土の付着がなかつたとすることはできないばかりでなく、所論が掲記しているように、同人の控訴審部における証言では、本件死体の着衣にはねばりつくように泥が強く付着していたことと分のあつたことが示されており、同人はこれを地面を引きずつた形跡と認めたとつたがうかがわれるが、同人は、付着していた泥の土質や死体を引きずつた場所等について所論の指摘するような諸点を十分区別したうえで証言しているものと思われ義を主張するもので、採用の限りでない。なお、死体を芋穴に入れる作業の難易については、請求人の昭和三八年七月一日付検察官に対する供述調書によると、縄を両手でしつかりと握り、死体を芋穴の口に入れて、縄を穴の入口の角に密着させ、徐徐に緩めながら死体をおろしていつたので、割合楽におろすことができるといふのであり、その供述するところには迎合や無理なこじつけを感じさせるところであつて、結局以上いずれの点をとつてみても、所掲の報告書により本件死体の処置に関する自供の内容に客觀的事実と一致しない不合理な点が明らかにされたといふことはできないので、この報告書も、右自供の内容及びこれに基づく確定判決の認定を左右すべき反対資料となりうるものとは思われない。

同論旨(八)の点について所論の掲げるIの報告書は、本件死体を処置した状況に関する請求人の自供内容に基づき人形を用いて実驗したところ、腹部、大腿部、下腿部、頭部等の各部位に芋穴の壁面や入口周囲のコンクリートとの接触によつて表皮剥脱等の擦過傷が生じたというもので、これに符合する痕跡が本件死体に認められない点からして、死体を芋穴に入れて隠匿した旨の自供内容の虚偽が裏づけられるとの趣旨で提出されたものと解される。しかしながら、確定判決が判断の根拠のひとつにしているA18の鑑定書によれば、本件死体には、左側腹部から左鼠径部にかけて及び右大腿部前外側面において多数の線状擦過傷、左前大腿部に多数の細線状表皮剥脱並びに下口唇、頤部及び左右前下腿部に若干の線状擦過傷の認められたことが示されており、同人の控訴審における証言では、これらの創傷は死体が地面に引きずられたさいに生じたものと考えられる旨説明されているが、控訴審判決は、死体を引きずつた覚えがないとの自供に照らして創傷の成因が不明なる旨の論旨に答えて、これらの擦過傷が一面においていずれかの時点で死体を引きずつたさいに生じたものと推認されると同時に、他面において、死体を芋穴に出し入れするさいにこれが芋穴の側壁等に触れて生じた可能性が考えられることを明らかに判示しているのである。したがつて、所論が死体に芋穴の側壁面等との接触痕の存在しないことを前提として自供内容の虚偽をいう論旨は、その前提においてものというほかないことになる。

前記論旨(九)点について所論の掲げるL・Mの報告書は、請求人の自供調書に添付されている各図面を調査し、従来確認されている筆圧痕以外の新たに発見された筆圧痕の存在を問題とするものであるが、右は、その記載にみられるとおり弁護人二名の肉眼による見分の結果であつて、しかも、すでに前記所論掲記のA6の鑑定書に示されているところであり、これを超える資料的意義をもつものとは考えら

関連する日にちの記憶に一日程度のずれのあることは、往往にしてみられる現象である。うえに、本件の場合は、当初の計画の日取りを変更したために結局塗消されるにいたつた日付の記載に関する問題であるから、なお一層記憶違いの可能性は大きく、かかる事情と、本件については、捜査の過程を通じて、被疑者の自供をうたぐるために強制や威迫が加えられ又は不当な誘導が行われた事跡が全くうかがわれない点を考えると、当初本件脅迫状を準備したさいには、金員持参の指定日として四月二八日と記載しておいた旨の供述部分が、取調官の誤つた誘導に起因するものとは認められず、まして、その余の部分をも含めた自供内容のすべてが捜査官の意のままに誘導された虚偽のものであるとすることはできない。かようにして、本件脅迫状中塗消された日付の記載については、所掲の意見書によつて、この点に関する自供の一部に誤りのあることが明らかにされたが、結局この誤りは供述者である請求人の記憶違いに由来するものであると同時に、その記憶違いは、右事項の範囲に限定されていて、他の自供内容全般にまで影響するところのないものと考えられ、したがつて、右記憶違いによる自供部分を前提にした確定判決における事実の誤認も、本件脅迫状が請求人の作成にかかるものであることその他本件犯行自体に関する判断になんらの影響を及ぼすものではないから、所掲の意見書によつて、所論のごとく自供の内容及びこれに基づく確定判決の判断が根本から覆えるようなことはありえないものといわなければならない。

叙上により、所論掲記の各資料のうち、形式上一応新たな証拠の性格を有しているものと認められるものも、いずれもその内容の点において、直接反駁の対象としていえる各証拠の本質的な証拠価値及びこれらの証拠を総合して形成された確定判決における各論点に対応する判断を動かすに足りるものではなく、右各資料を確定判決前に提出された関係全証拠と総合的に評価し、更にその他所論掲記のすべての資料と合わせて判断しても、確定判決における事実認定につき合理的な疑いを抱かせ、これを覆えずに足りる蓋然性のある証拠とは認められないから、結局刑訴法四三五条六号所定の請求人に無罪を言い渡すべき明らかな証拠に該当せず、したがつて、これらの資料に基づく所論はすべて理由のないものといわざるをえない。

よつて、本件再審の請求は理由がないので、刑訴法四四七条一項によりこれを棄却することとし、主文のとおり決定をする。

(裁判長裁判官 四ツ谷巖 裁判官 西川潔 裁判官 杉浦龍二郎)